

食品に関するリスクコミュニケーションにおける事前意見・質問について

平成17年9月9日 千葉県千葉市会場

質問者	質問の内容	回答
1 食品等事業者	輸入食品に対して実施している検査対象危害物質(化学的、微生物的など)は、どのような理由に基づいて選定しているのか知りたい。また新規に検査対象として追加する際の判断となる情報(国際的な海外主要国からの)はどこから入手しているのか教えてもらいたい。	<p>輸入時において実施している検査項目については、過去の違反状況や検出状況、海外での情報を参考としています。また、海外情報の収集は、在外日本大使館による情報や食品安全委員会事務局及び国立医薬品食品衛生研究所において収集している情報を参考としています。なお、国立医薬品食品衛生研究所において収集している海外情報は国立医薬品食品衛生研究所のホームページにも掲載されています。 http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html</p>
2 食品等事業者	輸出国との基準の統一をお願いしたい。輸出国での出荷時検査をすれば日本入荷時に検査不要になるように手続きの変更を希望します。	<p>国際機関であるコードエックス委員会で、国際基準の設定など統一化の取組が進められていますが、農薬等の規制は各国、地域(EU等)で、その国における気候風土、病害虫の発生状況、農作物の摂取量などをもとに行っているため、全てを統一するのは困難です。輸出国での出荷前検査の受け入れについては、食品添加物のように比較的均一に分布し、検体採取の影響が少ないと考えられ、かつ、輸送時の変化も少ないと考えられるものについて、厚生労働省に登録されている輸出国公的検査機関の検査成績書を受け入れているところですが、残留農薬については検体採取等が検査結果に与える影響が大きいため原則として輸出国での検査成績書は受け入れていません。</p>
3 食品等事業者	輸入食品(農作物)の残留農薬については輸入の段階で確実な安全確保がされたもののみとなり、輸入農作物を使用して加工製造メーカーが個々に重複確認をせずに済む様、行政としての取り組みを強く要望いたします。	<p>食品衛生法第3条第1項に「食品等事業者は、販売食品等について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されており、また、食品安全基本法第8条では「肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品若しくは添加物又は器具若しくは容器包装の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。」と規定されており、輸入者自らが我が国の残留農薬の規格基準に適合していることを確認した上で輸入するべきものと考えます。また、国においても、輸入食品の安全性確保に当たり、効果的、効率的、重点的に監視を行うため、毎年度策定する輸入食品監視指導計画に基づき実施しています。具体的には、輸出国、輸入時、国内の3段階で必要な対策を取ることとしており、こうした内容は厚生労働省のホームページなどでも公表しています。</p>

質問者	質問の内容	回答
4 消費者	輸入野菜の農薬汚染が心配です。知らずに口に入ってしまっている現状を何とかしてほしい。検疫体制の強化を望みます。	輸入農産物の安全性確保については、輸出国における農薬の使用状況等を勘案し、検疫所において輸入食品監視指導計画に基づき計画的に検査を実施しています。検査の結果、基準を超える農薬が検出される等の問題が生じた場合や海外での情報に基づき、違反の可能性が高いものは、品目ごとに100%検査を実施(検査命令)し、その他のものについてはスクリーニング的に抽出検査(モニタリング検査)を実施しています。また、輸出国政府との二国間協議等を通じて農薬の適正使用等の対策を講じているところです。 また、農薬等のポジティブリスト制の導入を踏まえ、検疫所における検査設備の充実、モニタリング検査(年間計画に基づく検査)の検査項目の拡充等により輸入時検査体制の強化を図るとともに、輸出国における衛生対策の推進、輸入者への指導の強化を行っているところです。
5 食品等事業者	成田空港にある検疫所の見学に行ったときに輸入農産物に付着している虫の標本がありました。消費者にこの事実をもっと情報公開すべきです。輸入食品の監視体制を強化すべきである。	検疫所における輸入食品の監視指導については、前述したとおりです。 なお、動物の伝染性疾病や植物の病害虫が我が国に侵入することのないよう、動植物や農畜産物の輸入に当たっては、動植物検疫を実施しています。これらの情報はウェブサイトで入手することができますので、ぜひご覧下さい。 農林水産省動物検疫所 (http://www.maff-aqs.go.jp/) 農林水産省植物防疫所 (http://www.pps.go.jp/)
6 消費者	輸入食品の安全確保及び残留農薬のポジティブリスト制度の導入について、私どもとしては時を得た企画で本当に有難いことです。実は輸入品が国産品と同じリスクをクリアしていく、価格のみでなくて表示も確かにになってもらえれば安心できます。ただ安いだけ、安全性は今一步では困ります。	ご意見をいただき、ありがとうございました。
7 消費者	安易に手に入れば感謝よりいいかげんに扱いがちでしょう。今ヴァーチャルウォータが問題になりつつあります。購入した食品は大切に使わせていただきたい—環境上にもです。	ご意見をいただき、ありがとうございました。
8 消費者	外国産も表示を同じにすれば、いいかげんなことをされた時取り締まりますから、貿易上の問題でなく。	国内で販売される輸入食品は、食品衛生法及びJAS法に基づき、国内で製造された食品同様の表示が義務付けられています。
9 消費者	本年度の千葉市の消費生活展に輸入食品の安全性という事で取り上げたい希望であります。	ご意見をいただき、ありがとうございました。
10 食品等事業者	特に生協さんは輸入品を悪く思われています。しかしその中でもよい品を日本に送ってくる国がある事を広く知らしめて頂きたい。例えばノルウェーのサーモンやデンマークの豚肉など。	ご意見をいただき、ありがとうございました。
11 食品等事業者	輸入農産物に対してもトレーサビリティーを要求すべきである。国産だけやっているのはおかしい。	トレーサビリティシステムの導入について、①牛肉については、牛肉トレーサビリティ法によって義務化され、②牛肉以外の食品全般については、生産者・食品事業者の自主的な導入の取組を基本として、その導入を支援しています。 このシステムの導入により、①食品に問題が生じた際の原因究明や回収等の迅速化、②消費者への情報提供やそれによる表示の信頼性の確保、③製品管理・品質管理等の向上や効率化、などが可能となり、生産者・食品事業者・消費者等の食品チェーン関係者にとってのメリットとなります。 輸入農産物についても、生産現場が海外にあるため生産・流通履歴や情報の正確性をどのように確保するかという問題はあるものの、国内での取組みと同様に海外生産者や輸入・流通業者が自主的に取り組んで頂けることを期待しており、導入を進めようとする事業者に対し、参考となる手引き書の作成、セミナーの開催等により情報提供を行っています。

質問者	質問の内容	回答
12 消費者	<p>食料自給率が40%を切ると言われており、輸入品に頼らざるを得ない現状は極めて由々しい問題である。しかしデパ地下に行つても又コンビニでも間もなく品が常勝手に入る。子供の時から消費者にどうすべきか啓蒙していく必要がある。食品が我々の体を蝕んでいる事実を早くやめさせなければこれから日本の存立がありえなくなる。個々施策を含めつまびらかにしてほしい。日米の牛肉問題も米国の圧力に絶対屈せず国民を守れるのだろうか？日本は米国の属国であり政治壁を含めた役所の信念一国民を守る一通すべきだがパンフを見る限り量的確保ばかり気をとられ質の問題について疎が過ぎないか？中国からの輸入品が非常に増大し大手商社を含め利益をあげていると思うが、日中問題等に振り回されず地に足を付けた教育を日本人の健康を守る安全な食品をどう調達しているのか言葉だけでなくよく理解できる資料を出してほしい。少子高齢化の時代を迎えて大丈夫なのでしょうか？</p>	<p>意見交換会での説明等がご理解のお役にたてばと思います。 ご意見をいただき、ありがとうございました。</p>
13 その他	<p>食品の安全と安心を確保するためのポジティブリスト制度は重要です。意見交換会を通して制度の透明性を図ることは大変結構です。説明において制度の用語に誤解が生じないよう心掛けてください。</p>	<p>ご意見をいただき、ありがとうございました。</p>
14 消費者	<p>食品添加物、合成洗剤、農薬など多くの化学物質がつかわれています。食品添加物だけ一つとっても複合毒性についても調べられていません。除草剤CNPやアスベストなども企業・生産者優先の対応で問題が大きくなっています。人の安全を優先した対策を期待しています。なんといっても予防原則の視点でお願いします。</p>	<p>仮に、この世の化学物質がA、B、C、Dの4種しかない場合でも、それぞれA、B、C、D单品の他に①AB、②AC、③AD、④BC、⑤BD、⑥CD、⑦ABC、⑧ABD、⑨ACD、⑩BCD、⑪ABCDの組み合わせが考えられ、これが100種類になっただけでも膨大な数になり、これを全て評価することは技術的に困難です。 食品添加物や農薬の使用を認める当たっては、動物を用いた毒性試験の成績に基づき一日摂取許容量を設定するとともに、当該物質の摂取量がこの許容量の範囲に収まるように、使用量の上限等を定めています。 この許容量は、通常、動物に対する慢性毒性試験等各種の毒性試験において、投与した物質が何等の毒性影響を及ぼさない量を求め、更にその量に安全係数(通常は1/100)を乗じて設定されるものです。 このような摂取レベルにおける化学物質の複合的な影響については、国立研究機関等において試験を行つてまいりましたが、相乘的な悪影響は確認されておらず、国外においても同様であると承知しています。このため、複数の化学物質を摂取する場合であっても、現行の方法によって安全性の確保を図ることができるものと考えていますが、御指摘の点については、今後の科学技術の進歩等を踏まえ、適切に対処していかたいと考えます。 なお、食品安全行政は、国民の健康の保護を目的として、国民等が危害にさらされる可能性がある場合、事故の後始末ではなく、可能な範囲で事故を未然に防ぎ、リスクを最小限にしようとするリスク分析の考え方に基づいて行っているところです。</p>
15 食品等事業者	<p>魚介類(天然と養殖両方について)の残留農薬検査についてはどのような対応をしていけば良いのでしょうか？酵母エキス(ビール酵母の大麦やホップなど)の原料についても検査対象になりますか？食塩は検査対象ですか？</p>	<p>ポジティブリスト制度では、加工食品を含む全ての食品が規制の対象になります。加工食品として基準が設定されたもの以外は、原材料の段階での基準適合性が考慮されます。食塩も対象です。 それぞれの検査は、残留の可能性などに基づき判断されるものと考えています。生息や養殖の海域の汚染の可能性があれば、それに応じた検査対象物質を選定し、適切な頻度で検査する必要があるのではないかと考えます。</p>

質問者	質問の内容	回答
16 食品等事業者	食品添加物の取り扱いはどうなるのですか。	ポジティブリスト制度の根拠となる条文(食品衛生法第11条第3項)では、「食品」とのみ記載されており、ポジティブリスト制は「食品」のみを対象としています。また、食品衛生法第4条では、食品と添加物は別々に定義されており、規制上別のものとして取り扱われております。このため、食品添加物そのものはポジティブリスト制度の規制対象ではありません。
17 食品等事業者	ポジティブリスト制度について、食品添加物は対象外とのことですが、既存・天然すべて対象外と考えて良いのでしょうか。また加工助剤についての考え方を教えて下さい。	ポジティブリスト制度では、加工食品を含む全ての食品が規制の対象であり、指定添加物、既存添加物、天然香料や加工助剤は食品添加物であることから規制対象ではありませんが、一般に食品として飲食に供されるものについては、食品添加物として用いる場合であっても社会通念上の「食品」として規制対象となります。なお、食品添加物中に農薬、動物用医薬品、飼料添加物が含まれていた場合の取り扱いについては、現在検討中です。
18 行政機関等関係者	天敵(微生物を含む)は、一般に常在するものであり、「対象外物質」としていたものを、外した理由は何か?	対象外物質については、農畜水産物にある程度残留したとしても、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものを指定するとの考え方で指定しています。天敵は一般に常在するとのことです、市販の食品での残留は予測しがたく、最終案の対象からはずれました。
19 食品等事業者	でん粉(国産・輸入とも)の残留農薬基準について①、農薬の対象外物質とされている事から、農薬の残留が通常あり得ない物質(食品)と位置づけられないか。②、①が困難な場合、業界(でん粉を原料とする加工食品業界全般)の混乱を避けるため、でん粉の基準設定等何らかの整理ができるか。	ポジティブリスト制度では、加工食品を含む全ての食品が規制の対象になり、デンプンも例外ではありません。農薬の対象外物質というのは、そのものが農薬として用いられ、農畜水産物にある程度残留したとしても、人の健康を損なうおそれがないと考えられるという意味です。加工食品として基準が設定されたもの以外は、原材料の段階での基準適合性が考慮されます。一口にデンプンといってもその原料は多様であり、デンプンとしての基準設定は困難ではないかと考えます。
20 行政機関等関係者	ポジティブリスト制度における一律基準は、厳格化・緩和を含め、今後の見直しについてどう考えているのか。	一律基準は基準の設定されていない農薬等の残留する食品に適用される一律の基準です。リスク評価の過程で特段の問題のない限り、変更は想定していません。今後基準が必要となった場合には、個々の物質ごとにリスク評価を行い基準値を設定することになります。
21 食品等事業者	基準を採用された5つの国と地域以外の国々に対しての十分な説明がまだ足りていないものと推察いたします。施行までの3年間の猶予期間がありました。最終案で大きく変わった内容もあり施行時の混乱が予想されます。改正法の運用に際しては、この点の配慮をお願いいたします。	施行は、公布後3年以内とされており、法改正なしにこれが変更されることはありません。残された時間の中で制度の説明に努めていきたいと考えます。
22 食品等事業者	輸入する加工食品に残存する農薬等について、事前にどのような情報を収集しておく必要があるでしょうか?	使用される可能性のある農薬等の種類や方法、残留基準違反事例の有無などを確認する、必要に応じ残留状況について分析する、などの取組みが安全性の確保のために重要であると考えます。
23 食品等事業者	香辛料・ハーブに関しては、水分の換算係数により基準適合に大きく影響しかねません。係数を決めるにあたっての参考になる情報があれば、ご紹介下さい。	厚生労働省におきましても検討中の段階であり、申しわけありませんが現時点でお示しできる情報はありません。
24 食品等事業者	食品工場内で使用される殺虫剤が加工食品へ混入・残留する可能性について、また、その対応については、どの様にお考えでしょうか?	工場内で、そ族・昆虫対策や機器の衛生管理を目的に薬剤を使用する場合、その使用方法や管理運営基準の規定を遵守し適切に使用されている限りにおいて、残留が問題となる可能性は少ないと考えており、適切な使用を推進していくこととしています。

質問者	質問の内容	回答
25 食品等事業者	国内品についても輸入品と同じ頻度検査を実施しなければ、公平性に欠けないでしようか。ADIの考え方にて、「基準値」の設定にて、即違法とされるクリティカルな数値と、要観察のオペレーション管理数値に分けて行政措置等可能でしょうか。	問題は、検査頻度ではなく、基準に適合しているかどうかであると考えます。基準値を超えた場合は違反であるとの判断になりますが、回収などの措置が必要かについては、その残留量など衛生上の必要性も考慮し、個別の事例ごとに判断されることになります。
26 その他	過日、横浜輸入食品衛生協議会主催で、「輸入食品の監視業務」「平成17年度輸入食品監視指導計画」「残留農薬等のポジティブリスト制度」の説明を受けました。残留農薬について、本当に食品の流通を考えての検査体制がとれるのか疑問に感じました。一律規制、暫定基準も本当に安全なものなのかも感じられます。	今回は、原則自由のネガティブリスト制度から、原則禁止のポジティブリスト制度への大きな変更となるため、検査の在り方についても検討する必要があります。ただ漫然と毎回約700に上る農薬を検査するのは非効率であり、使用される可能性のある農薬等を重点的に検査し、可能性の低いものは検査頻度を少なくするなどそれぞれの実情を考慮した工夫が必要ではないかと考えます。 一律基準や暫定基準は、詳細にリスク評価をする時間がないため、制度の導入後に食品安全委員会に評価を依頼することとしていますが、これまで、ほとんど規制なく販売等されていたことと比較すれば、安全性は高まるものと考えます。
27 食品等事業者	検査方法が定まっていないものは施行までに検査方法が策定されると考えて宜しいのでしょうか。	厚生労働省では、検査法の開発を進めており、なるべく施行までに間に合うよう手当したいと考えています。なお、お示しする検査法は、不検出の農薬等に定める告示試験法を除き、検査法の1例としてお示しするものですので、それ以外の方法であっても、妥当性があらかじめ検証された検査法であれば有効と考えています。
28 食品等事業者	市場経由の野菜のトレーサビリティー確保ができていない。野菜を市場より購入しているが、産地(県)までしかわからずどのような農薬を使用して栽培をされたのか調査できない。このようなルートの野菜の安全を確保するには農薬の飛散の問題と合わせて安全性を確認するために、全ての農薬の残留分析検査を行う必要性がでてきます。全農薬の検査には多額の費用と時間がかかるてしまい、安い野菜が高額になり検査結果が出たときは葉物野菜(レタス等)の鮮度が落ち使用できなくなってしまいます。何かもっと効率的な実状に合わせた安全の確認方法はないのでしょうか？	今回は、原則自由のネガティブリスト制度から、原則禁止のポジティブリスト制度への大きな変更となるため、検査の在り方についても検討する必要があります。ただ漫然と毎回約700に上る農薬を検査するのは非効率であるだけでなく、非科学的であり、使用される可能性のある農薬等を重点的に検査し、可能性の低いものは検査頻度を少なくするなどそれぞれの実情を考慮した工夫が必要ではないかと考えます。 なお、農薬の使用に当たっては、農薬取締法により農薬の使用基準の遵守が義務付けられており、これに従って使用すること、残留基準値を超過しないことが確保されているほか、農林水産省令では使用した農薬について記帳するよう定めており、その旨、指導も行っています。
29 食品等事業者	ポジティブリストの対象農薬の測定方法が公表されるのはいつ頃でしょうか？	分析法の通知は、告示にあわせて行う予定です。なお、これまでの検討状況について、最新のものとしては8月25日に厚生労働省のホームページに公開しています。
30 食品等事業者	農薬等の一斉分析法の告示予定月日が決まつていたら教えて下さい。一斉分析法で分析可能な農薬等は、ポジティブリストに収載された農薬等の何割位をカバーできる見込みでしょうか。	不検出の農薬等については、ポジティブリスト制度の告示に併せて検査法を告示することとしていますが、その他の試験法については、通知でお示しする予定です。通知についても、告示日にあわせて行う予定です。なお、一斉分析法は、GC-MS、LC-MSなどいくつかの方法を検討しており、おおざっぱに見積もって、6から8割ぐらいはカバーできる見込みです。
31 食品等事業者	残留農薬について 検証は分析に負うところが大きいと思いますので、測定方法の早期の確立と公開をお願いします。 使用する原材料が、基準に適合している事を確認・対応するためにも、分析法の早期開発と公開をお願いします。	分析法の通知は、告示にあわせて行う予定です。なお、これまでの検討状況について、最新のものとしては8月25日に厚生労働省のホームページに公開しています。
32 食品等事業者	ポジティブリスト制度について、制度の運用についてどのようになるのか。現在残留農薬について検査を行っている機関が調査を断続するのか、新たに機関を設け、サンプルの調達・検査を行うのか。また、検査に関し公表・通知・指導などをどのようにしていくかを説明していただきたい。	輸入時における輸入食品については検疫所が、国内流通品(国産・輸入)については、都道府県などが食品等の検査を行います。指導等も適切に行っていきたいと考えております。

	質問者	質問の内容	回答
33	食品等事業者	一斉分析法の確立の進歩状況をお知らせ下さい。	これまでの検討状況について、最新のものとしては8月25日に厚生労働省のホームページに公開しています。
34	食品等事業者	検証は分析に負うところが大きいと思いますので、測定方法の早期の確立と公開をお願いします。	分析法の通知は、告示にあわせて行う予定です。なお、これまでの検討状況について、最新のものとしては8月25日に厚生労働省のホームページに公開しています。
35	その他	今回の改正で農薬品目が約715品目の基準化が進むわけですが、海外から食品を輸入している多くの企業側としては、一気に450品目も増えることのリスクが大きい。制度導入の詳細を把握しておきたい。現在、残留農薬の検出検査は約270と聞いていますが、分析方法の確立(一斉検査)も含め検査制度が十分に追いついているかどうか、情報を得たい。	規制対象が、海外と我が国で必ずしも同じではないことから、ご指摘のとおり、対象品目が増えることのリスクは大きく、よりいっそう慎重な管理が必要になると考えます。新たな制度は基準や暫定基準のないものは、一律基準が適用され、それを超えるものの販売等が禁止されるというものです。検査法の検討状況は、最新の状況を8月25日に厚生労働省のホームページに公開したところです。
36	その他	検査機関として、多数の標準物質を保有・管理しなければならないと思いますが、管理マニュアル等はありますか？検査機関によって独自にSOPを作成し、管理しなければならないのでしょうか？	「登録検査機関が行う製品検査の業務管理」(平成16年3月23日付食安監第0323003号)において、試薬等の管理に関する取扱いが示されており、そのSOPの作成、改定時の留意点も示しております。なお、「登録検査機関における食品検査の信頼性確保について」(平成16年6月15日付食安監第0615002号)において、製品検査ではない自主検査についても、製品検査に準じた信頼性の確保がなされるよう指導しています。
37	食品等事業者	農業生産者・食品関連業者などへの周知方法などを今後どのようにしていくのか。	厚生労働省ホームページ等において情報を発信するとともに、食品事業者等の団体などを通じ、また今回のような機会を通じ、周知を図ってまいります。また、都道府県レベルでの関係者への情報提供等制度の円滑な施行が図れるよう、今後も都道府県等食品衛生担当者に制度についての説明等を行っていく予定です。 農薬については、今後とも、生産者団体等の関係団体等と連携して、リスクコミュニケーションやシンポジウム等の場を活用して、ポジティブリスト制度の概要や生産現場での対応(使用基準の遵守、農薬散布技術の改善等)について周知を図って参ります。 また、動物用医薬品及び飼料添加物については、都道府県の関係部局を通じて生産者に対し、ポジティブリスト制度の導入に伴い整備される基準について、周知・指導をお願いすることとしています。 なお、動物用医薬品、飼料添加物の製造業者、販売業者や獣医師に対しても、都道府県や関係団体等を通じて動物用医薬品、飼料添加物の製造、販売、使用について、通知や説明会等により周知することとしています。
38	食品等事業者	ドリフト対策の進歩状況はどうなっていますか？米国から輸入された乾燥パセリのクロルピリホス基準違反問題もドリフトであったとのことです。国内でのドリフト問題が懸念されます。海外の日本の規制変更に対する理解は深まっているのでしょうか。生産段階での理解が最も重要なと思われます。	ドリフト問題については、農林水産省において、関係団体等と「ドリフト対策連絡協議会」を結成し、その対策の検討を進めるとともに、「農薬飛散影響防止対策事業」により、ドリフトの防止や低減するための技術開発を進めているところです。海外についても、英語版ホームページ等により、理解の向上を促していくたいと考えています。
39	食品等事業者	食糧生産の基となる飼料について、ポジティブリスト制度はどう係わってくるのか教えて下さい。	直接的には、飼料添加物などの管理が、より厳密に行われるようになるものと考えます。

質問者	質問の内容	回答
40 食品等事業者	残留農薬ポジティブリストについて ・制度化後の検査体制 ・募集された意見と回答 ・規格外品への対応について ・加工食品に対する対応について	人員増などはなかなか難しいと思いますが、検査機器の増強などの体制強化は図られるものと考えています。 パブリックコメントで募集した意見と回答については、審議会での検討など、回答が整った段階で公開していくと考えています。 規格外品でも食品として販売等されるかぎりにおいては、本制度の対象となります。 加工食品を含む、全ての食品が制度の対象です。加工食品については、農作物などのような一般化した対応よりも、個別の事例ごとに判断するものが多くなると予想しています。
41 食品等事業者	食品に使用した農薬等の履歴情報を明らかにする取り組みについて(いわゆるトレーサビリティ)制度上の課題と民間に求められる課題につき具体的に解説して頂きたい。現状よく見かける牛肉の個体識別や、農家の顔が見えるといった情報に重要性を感じない。使用農薬や飼料中の薬品について、輸入食品では調べる術もない。またトレーサビリティのシステム、ソフトウェアには互換性(普遍性)が求められるのではないか。	トレーサビリティ・システムとは、あくまで食品及びその情報を追跡・遡及できる仕組みであり、生産履歴等の情報公開は必須要件ではなく、システムを導入する事業者の目的や判断によります。また、御指摘のとおり、異なるシステムやコードの互換性は重要な課題の1つと考えており、当方の実証事業においても取り組んでいます。
42 消費者	一般消費者にどのようにして情報開示をされるのか。 食品を選ぶ時、消費者だれもがより安全な食品を選ぶ事ができるようなシステムになっているのか。	厚生労働省では、プレスリリースを通じた情報発信の他、ホームページ、パンフレット等を通じた情報発信、意見交換会の開催等積極的な情報提供に努めてきているところです。また、プレスリリース資料やQ&A、審議会等の資料、意見交換会における行政からの説明資料などは公開しており、ホームページからも入手が可能です。 食品の安全性の確保については、生産から消費にいたる各段階においてリスク管理を適切に実施するとともに、販売される食品については、検疫所や都道府県等における監視指導を通じて安全性の確保を図ってきているところです。なお、日頃お買い物をされている販売店での食品の取扱いや表示についてご疑問の点等がございましたら、最寄りの保健所にお問い合わせください。
43 その他	先日、長野のレタスが出来すぎて破棄していた。一方、破棄するレタスをアイスクリームに利用していた。安ければ農家は破棄するため、消費者は安い農作物が食べられない。安いときは農家に補助金を出して、消費者によりやすく提供して、高騰したときは補助金を回収して、農家の収入の安定化及び破棄(もったいない)を解消する方法を検討してほしい。	需要に見合った供給が行われるように、国は野菜の需要及び供給の見通しなどを策定し、これを指標として生産者団体は需要に見合った生産の計画と実施に努めています。 しかし、今年のように気象条件に恵まれ、国内消費に対し過剰な供給となった場合は、価格が低迷し、生産者は出荷すればするだけ経営が赤字となってしまうため、生産意欲が低下し、来年以降の生産を止めてしまう可能性がでできます。このことにより、生産量が減少し、安定した供給が出来なくなることから、野菜の価格が高騰してしまうおそれがあります。 このような事態を防ぐため、生産者は自ら廃棄について計画を作成し、実施しています。その際に、国が生産費の一部を支援することにより、来年以降も安定した供給が可能となることから、消費者の方にも安定した価格で購入していただくことができます。 また、今回のような産地廃棄以外に①貯蔵性の高い品目は出荷を遅らせる調整②今まで使われていなかつた加工品向けの原材料としての利用③廃棄する品目を利用し、有機質肥料の作成・利用などを行っているケースもあり、出来るだけ廃棄をしないようにしたいと考えています。また、①～③以外で、資源の有効活用ができるような方法についても、検討しています。 レタスをはじめ野菜については、産地ごとの気候等の違いを利用して、品目毎に生育に適した時期に生産され、産地が移行(産地リレー)するため、周年安定して供給されています。このため、生産時期が価格の低落時に重なり補助金を受ける農家と、高騰時に重なる農家は異なることから、高騰時に生産している農家から低落時に国が支出した補助金を回収するという方法の実施は困難であると考えます。

質問者	質問の内容	回答
44 消費者	ビジネスかが先行して、消費者には言及しにくい。	ご意見をいただき、ありがとうございました。
45 消費者	いまでは、とにかく食べ過ぎの傾向が見られて、その為大量に生産する必要にせまられ、余分な農薬を使用して、広く害を及ぼしたことは事実です。新しい21世紀は、良質の食料品を各人に適当な少量を必要量だけとれば充分であると考えます。それがまた食の安全安心に直結する道です。因みに農薬等への人材派遣業も以上のことを念頭において養成をすすめるのがよいでしょう。	ご意見をいただき、ありがとうございました。